

2009年2月19日
日本銀行

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」の
一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、国債および資金決済の円滑確保にも資するとの観点から、「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

以上

<本件照会先>

企画局 中尾根 (03-3277-3768)
藤原 (03-3277-2813)
金融市场局 千田 (03-3277-1244)
福田 (03-3277-1272)

別 紙

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

○ 8. (2) を横線のとおり改める。

(2) 時価売却価格比率

時価売却価格比率は、売却国債の種類および残存期間に応じ、次の別表に定めるとおりとする。

イ. 残存期間1年以内のもの	0. 999
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0. 993
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0. 984
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0. 977
ホ. 残存期間20年超のもの	0. 969

○ (附則) の次に次の別表を加える。

別表

時価売却価格比率

1. 利付国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）および国庫短期証券

(1) 残存期間1年以内のもの	0. 999
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0. 993
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0. 984

(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0. 977
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	0. 969
(6) 残存期間30年超のもの	0. 954

2. 変動利付国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0. 999
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0. 993
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0. 979
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0. 979

3. 物価連動国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0. 988
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0. 982
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0. 976
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0. 965
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	0. 954
(6) 残存期間30年超のもの	0. 948

(附則) この一部改正は、平成21年2月20日より実施する。